

「多様な教育機会確保法案」 第四章「個別学習計画」への異議申し立て 学校や個別学習指導より子どもの命が大事

2015年9月9日

不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会 ネットワーク
子ども相談室「モモの部屋」内田良子

「学校があると知っていたら、生まれてくるんじゃなかった」と、いじめで不登校になった小学生が言いました。不登校をする子どもたちの多くは、教室や部活でのいじめや先生の不適切な指導や体罰や懲罰にあい、学校へ行けなくなっています。不登校の子どもたちは、学校生活で傷つき人間不信になり、教室での居場所を失った被害者です。

不登校対策で求められるのは、被害の救済と集団と人間不信への回復であり、原因になっている学校教育環境の改善です。しかし文部科学省の不登校対策は、早期の学校復帰対策にシフトし、原因や理由を問わず一日も早く子どもを学校へ再登校させることに主眼をおかれています。

子どもは被害の現場である学校を休めないことに苦しみ、悩んでいます。学校や親たちは、子どもが学校を休むことを問題にし、対策を講じています。子どもと大人の利害は相反し、対立しています。不登校対策が進めば進むほど、子どもたちは追いつめられます(資料1)。

本年6月に内閣府が、過去42年間に子どもたちが自殺した日を日別で統計をとったものを発表しました。もっとも自殺が多い日は9月1日とその前後で、夏休みが終わり新学期の始まる日です。次いで多いのが4月の新学期、ゴールデンウィーク明け、お正月休み明けです(資料2)。

命を絶った子どもたちはいじめにあい、学校生活で深く傷ついています。しかし命を絶っていった子どもたちの多くは学校を休んでいません。子どもの自殺を防ぐ観点からもこの法律は無効です。

今回法制化が急がれている「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」の第四章「個別学習計画」を読むと、「相当の期間学校を欠席している学齢児童又は学齢生徒であって文部科学省令で定める特別の事情を有するため就学困難なもの」が対象になっています。この状態に子どもがおちいているということは、相当の期間、親と学校から登校圧力を受け親子が対立関係になり、親子で口をきかなかったり顔をあわせない状態になっている家庭も対象となります。ほかに「学校へ行かせたい」親と、心身が拒否反応を起こして動けなくなっている子どももいます。このような状況の親子関係に「個別学習計画」がもちこまれ、家庭が「学校化」してしまったら、親子は今以上に緊張し対立することになります。

子どもにとって唯一の「私的領域」「生活の場」「休息の場」である家を学校化したら、子どもは居場所がなくなります。居場所がなくなった子どもたちは、心を閉ざして心身症におちいる、個別学習を求める親に反抗して暴力的になる、家を出て夜の街を彷徨う、親の期待にこたえられず親に迷惑をかける自分を「存在する価値がない」と考え命を絶つなど、残されている道はいずれも絶望の袋小路です。

この法律への対案は、不登校の子どもたちがつくった「不登校の子ども権利宣言」です。この宣言は不登校をしている子ども及び学校を休めずに苦しんでいるすべての子どもに生きる力と生きる場を保障する内容になっています(資料3)。

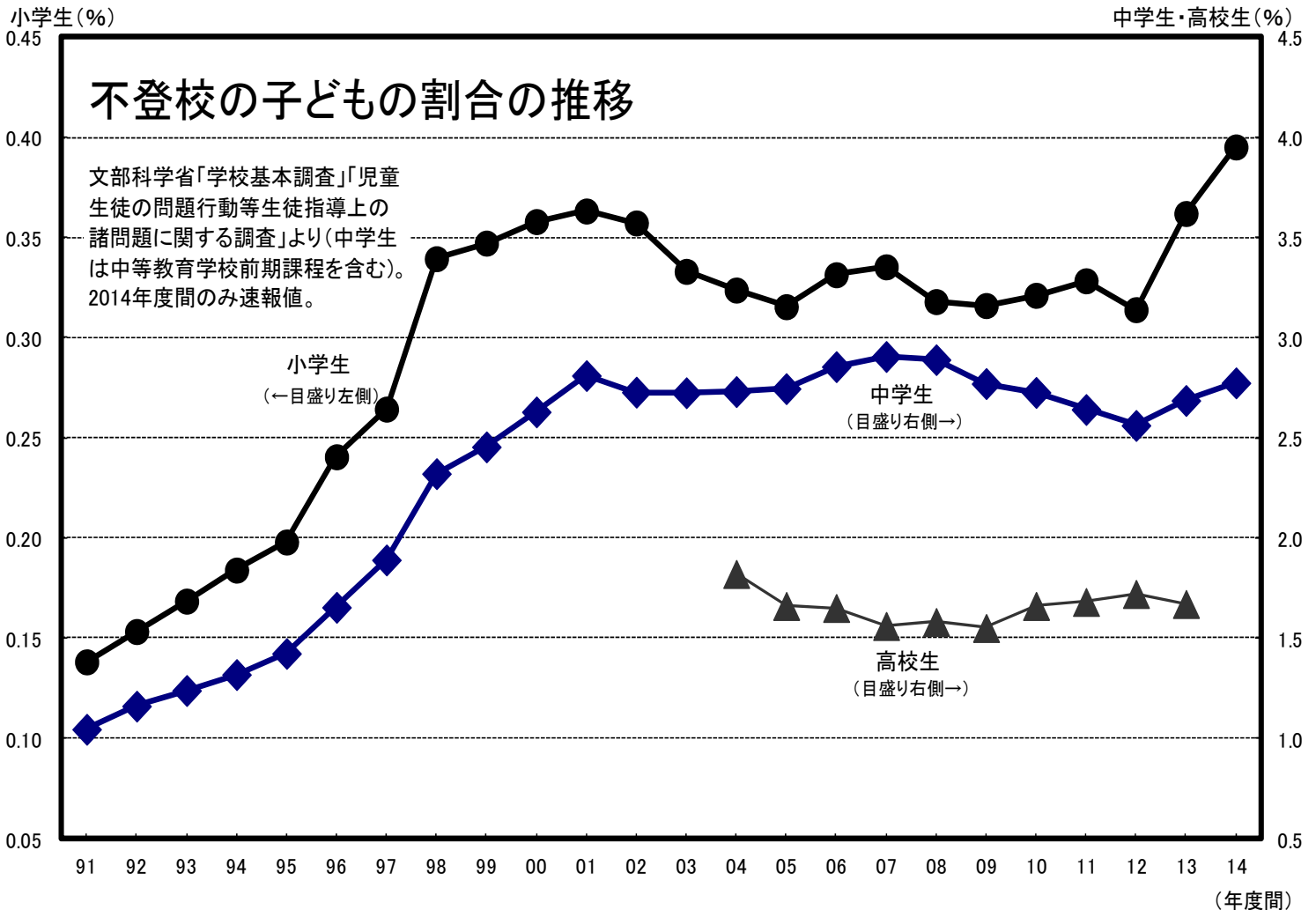
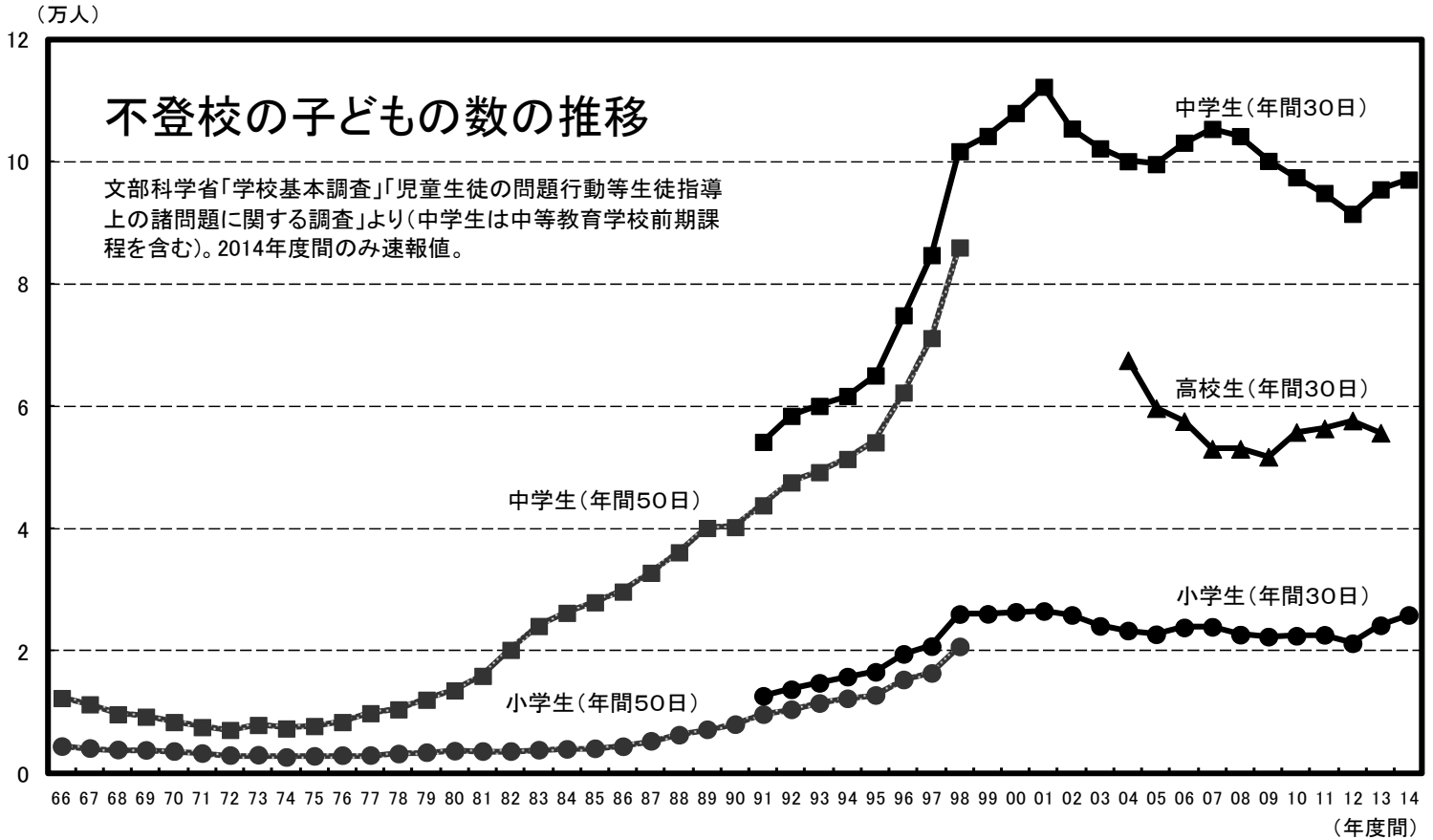
- *子どもが自分の心身の事情にあわせて学校を休む権利があることを明文化すること
- *家庭で安心して休息する権利を保障し、いかなる不利益も得ないようにすること
- *子どもが自ら学びたいと思えるまでに回復した時点で、子どもの学びを保障する体制を機能させること

この「不登校の子ども権利宣言」は不登校をしている子どもたちが「国連子どもの権利条約」を学んで作成したものです。

競争と管理と評価のある学校からいじめと懲罰的指導をなくすのは、とても難しいことです。すべての子どもが、自分の置かれた状況から、心とからだを守るため安心して学校を休む制度をつくり、学校外で学ぶことが保障される制度をつくってください。「不登校の子ども権利宣言」の内容が、すべての子どもに保障されるような内容の法律になることを心から願っています。

不登校の子どもたちの推移

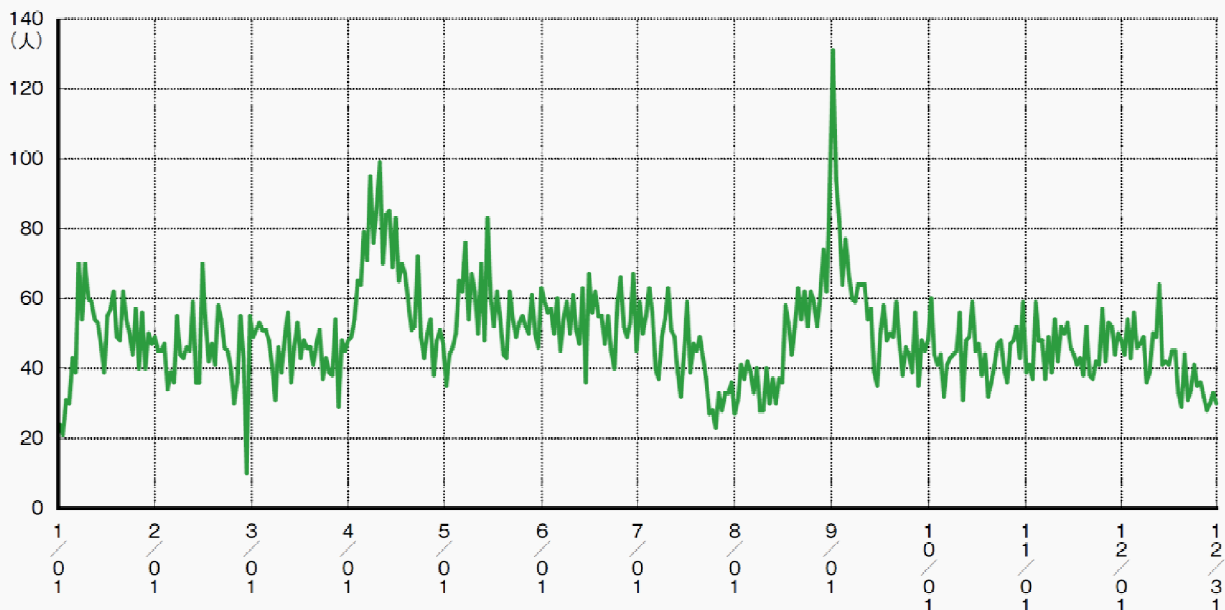
文部科学省「学校基本調査」「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」データより作成



（18歳以下の自殺は、学校の休み明けに多い傾向がある）

18歳までの自殺において、過去約40年間の平均した日別自殺者数をみると、4月上旬や9月1日など、学校の長期休業明け直後に自殺が増える傾向があることがわかる（第4-5図）。このような時期に着目し、児童生徒の変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことが効果的であろう。

第4-5図 18歳までの日別自殺者数



資料：厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報の独自集計

（10歳代前半の自殺は、他の年齢に比べて事前に予兆がないことが多い）

10歳代前半の若者の自殺においては、自殺の原因・動機のための判断資料¹⁴を残していない場合が多く（第4-6図）、自殺の予兆を周囲に悟らせずに自殺に至ってしまう傾向がある。家庭や学校において子供の行動の微妙な変化を見逃さずにきめ細やかな対応を行うことに努めることももちろん重要ではあるが、子供自らが周囲に悩みを打ち明けやすい環境を作っていくことが一層重要になると考えられる。子供向けの相談会や電話相談があることを周知するとともに、相談までの心理的な障壁を下げるような工夫が重要であろう。

14 自殺の原因・動機のための判断資料があるのは、遺書、自殺サイト・メール等の書き込み、その他の生前の言動が残されている場合である。

不登校の子どもの権利宣言

前文

私たち子どもはひとりひとりが個性を持った人間です。しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちから心無い言葉を言われ、傷つけられることを経験しています。不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたちに向けて私たちは声をあげます。

おとなたち、特に保護者や教師は、子どもの声に耳を傾け、私たちの考えや個々の価値観と、子どもの最善の利益を尊重してください。そして共に生きやすい社会をつくっていきませんか。

多くの不登校の子どもや、苦しみながら学校に行き続けている子どもが、一人でも自身に合った生き方や学び方を選べる世の中になるように、今日この大会で次のことを宣言します。

に学び・育つかを選ぶ権利がある。おとなは、学校に行くことが当たり前だという考えを子どもに押し付けなくてほしい。

四、安心して休む権利

私たちには、安心して休む権利がある。おとなは、学校やそのほかの通うべきとされたこれに、本人の気持ちに反して行かせるのではなく、家などの安心できる環境で、ゆっくり過ごすことを保障してほしい。

五、ありのままに生きる権利

私たちは、ひとりひとり違う人間である。おとなは子どもに対して競争に迫られたり、比較して優劣をつけてはならない。歩む速度や歩む道は自身で決める。

六、差別を受けない権利

不登校、障がい、成績、能力、年齢、性別、性格、容姿、国籍、家庭事情などを理由とする差別をしてはならない。例えばおとなは、不登校の子どもと遊ぶと自分の子どもまでもが不登校になるという偏見から、子ども同士の関係に制限を付けないでほしい。

七、公的な費用による保障を受ける権利

学校外の学び・育ちを選んだ私たちにも、学校に行っていない子どもと同じように公的な費用による保障を受ける権利がある。

例えば、フリースクール・フリースペースに所属している、小・中学生と高校生は通学定期券が保障されているが、高校に在籍していない子どもたちには保障されていない。すべての子どもが平等に公的費用を受けられる社会にしてほしい。

九、プライバシーの権利

おとなは私たちのプライバシーを侵害してはならない。例えば、学校に行くよう説得するために、教師が家に勝手に押しかけてくることや、時間に関係なく何度も電話をかけてくること、親が教師に家での様子を話すこともプライバシーの侵害である。私たち自身に関することは、必ず意見を聞いてほしい。

十、対等な人格として認められる権利

学校や社会、生活の中で子どもの権利が活かされるように、おとなは私たちを対等な人格として認め、いっしょに考えなければならぬ。子どもが自身の考えや気持ちを含め、ありのままに伝えることができる関係、環境が必要である。

十一、不登校をしている私たちの生き方の権利

おとなは、不登校をしている私たちの生き方を認めてほしい。私たちと向き合うことから不登校を理解してほしい。それなしに、私たちの幸せはうまれない。

十二、他者の権利の尊重

私たちは、他者の権利や自由も尊重します。

十三、子どもの権利を知る権利

私たちには、子どもの権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならない。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。

三、学び・育ちのあり方を選ぶ権利

私たちには、学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション(家で過ごす)・学ぶ)など、どのよう

八、暴力から守られ安心して育つ権利

私たちには、不登校を理由にした暴力から守られ、安心して育つ権利がある。おとなは、子どもに対し体罰、